

平成31年4月16日（火）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

## 第189回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後3時00分 開会

○森田林政課長 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中15名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、河野委員におかれましては遅れて到着されるとお聞きしております。

なお、本日の配席につきましては、会長からの御要望を受けて、今回のような形にさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、林野庁の人事異動がございましたので、この場をおかりしてお知らせいたします。

4月1日付で眞城木材産業課長、長崎屋整備課長が新たに就任しておりますので、お手元の参考2「林野庁関係者名簿」を御覧いただければと存じます。

それでは、土屋会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、改めてこんにちは。

本日は年度初めの非常にお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、牧元林野庁長官のほうから御挨拶をお願いいたします。

○牧元林野庁長官 林野庁長官、牧元であります。林政審議会の委員の先生方におかれましては、御多忙のところ本日はお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会におきましては、まず森林整備保全事業計画についての答申、それから森林・林業基本法に基づきまして毎年政府が作成することとなっております、国会にも提出をいたします森林・林業白書に関する諮問・答申をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

森林整備保全事業計画でございますけれども、これにつきましてはさきの審議会で御了承いただきました素案につきましてパブリックコメント等を行ったところでございます。その結果等を御報告させていただきたいと考えております。

また、森林・林業白書についてでございますけれども、これまで施策部会のもとで御議論をいただいていたものでございまして、後ほど立花部会長、また担当課長からも御説明を申し上げますけれども、今回の白書ではトピックスといたしまして、30年度の豪雨災害等を取り上げております。また、特集章は、今後の森林の経営管理を支える人材について取り上げている

ところでございます。

これらの課題につきましては、いずれも森林・林業・木材産業に大変大きな影響を与え、国民の関心も高いものというふうに承知をしているところでございます。これらの課題につきまして、この白書におきまして国民の皆様方にわかりやすく伝えるということが大変重要かというふうに思っているところでございます。

こういう観点からも、委員の先生方の忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願い申し上げます。

○土屋会長 どうもありがとうございました。長官の席が大分遠くなって、それがちょっと新鮮ではあります。

今御紹介がありましたように、実は席の配列を90度変えるということを今回お願いしておりました。

実は事前に、私と施策部会長の立花さんとで林野庁長官と、それから次長のほうにちょっとお話をさせていただきまして、そこの中でさまざまなこととお話ししたんですけれども、1つとして、議論をなるべく豊富なものに、豊かなものにしていくためにはどうしたらいいかということで少し検討を行ってみようということで御同意をいただきました。これはまだ試行なんですけど、なぜこういう配置にしたかということ、審議会なんですけど、林野庁の皆さんの顔は委員のほうからよく見えるんですが、実は委員同士では顔が全然見えないんです。実は私だけは、長官がいらっしゃる側の側にいますので委員の方の全員のお顔が見えるんですけれども、委員同士は全く見えない。

そういう中で議論というようなことができるとは余り思えないので、これは何回も申し上げますように、今年度も非常に重要なことがたくさんここで審議しなくちゃいけません、特に次年度に森林・林業基本計画の変更がありますので、ここではさまざまなことをそれぞれ議論しなくちゃいけないので、それまでの間にそういう議論の場づくりをぜひしたいということです。

これがどうもうまくいかないということであれば、またもとのように戻しますので、ぜひ委員の方々、それから林野庁の事務局の方々も、どうもこれはあかと、顔が小さく見え過ぎるというようなこと等言っていたらと思っております。

ちょっと長くなりました。

それでは、これから議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

本日の審議事項は、まず昨年の9月10日に開催された審議会で農林水産大臣から諮問を受けた「森林整備保全事業計画の策定について」です。パブリックコメントの結果を踏まえて審議を行い、農林水産大臣に答申を行う予定となっております。これについて審議いたします。

また、これまでの施策部会で御検討をいただいております「平成30年度森林及び林業の動向（案）」及び「平成31年度森林及び林業施策（案）」についても審議を行います。この2つが今回の主要な審議内容となっております。

それでは、まず議事の（1）の森林整備保全事業計画の策定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○橘計画課長 計画課長の橘でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-1と書かれている資料でございますが、薄い4ページ物でございます。これを中心に、森林整備保全事業計画について御説明いたしたいと思っております。

この計画につきましては、昨年9月に諮問させていただいた以降、各委員の先生方からさまざまな御意見等をいただきました。このことについて、改めて御礼申し上げたいと思っております。

また、本計画につきましては、前回の審議会で御了承いただきました素案の案文、これについて2月27日から3月18日まで20日間パブリックコメントを行いました。また、あわせて都道府県からの意見聴取と関係省庁との協議というも行っております。その結果の概要につきまして、1ページから資料で説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、電子メールによりまして、個人から合計4件の御意見等がございました。お一人で複数の意見を提出していただいた方もあったため、意見の数としては合計5項目ということになります。

いただいた意見について、処理結果の区分によって4つに分けますと、1の「趣旨を取り入れているもの」が2項目、2の「趣旨の一部を取り入れているもの」が1項目、3の「加筆・修正するもの」が1項目、4の「その他」が1項目ということになりました。

資料の中央の表を御覧ください。

まず1についてでございますが、「山林種苗生産業への新規参入を促し、育成するなどの文言を計画の中に明記すべき」「森林の集約化を進めるため、所有者不明や境界不明森林等への対策を進めるべき」との意見がありました。

これらについては、森林整備保全事業計画、この本文におきまして、これを受けるような記述があるなど、既にその趣旨が取り入れられているところでございます。

2ページから3ページにかけて、個々の意見の概要とその回答について詳細に整理をしてお

りまして、説明は省略させていただきますけれども、今お話ししたのがこの中のNo. 2とNo. 3というところのものでございます。

戻っていただいて、1ページ目の表の2でございますけれども、「2.」でございますが、「花粉を出すすぎの全伐採か、花粉を食べるカビなどによる方法で、花粉を出ないようにする政策の実行をお願いします」という御意見をいただきました。これらについては、本計画とセットの計画として昨年10月に作成いたしました全国森林計画のほうに記載をしてございまして、全てということではないんですけれども、その趣旨は踏まえているというふうに考えているところでございます。

その詳細は、2ページ目で言うとNo. 1というところに記載してございます。

次に、「3. 加筆・修正するもの」でございますけれども、これにつきましては漢字の「脆弱」というのと平仮名の「ぜい弱」というのがまじっております、字句を統一したほうがよいのではないかという御意見をいただきまして、御指摘のとおりでございまして、統一をすることといたしております。

最後、「4.」でございますが、「意見募集期間が30日未満であるのはなぜか」という御質問をいただいております、これについては3ページ目のNo. 5のところに記載をしておりますけれども、「行政手続法に基づく意見公募ではないということで特段の定めがない」という旨、回答することといたしまして、この資料の公表でかえることとしたいと思っております。

以上がパブリックコメントの結果でございます。

次に、4ページを御覧ください。

本計画（案）につきまして、森林法の規定に基づいて都道府県への意見聴取を行いましたところ、京都府さんのほうから、「平成30年台風21号の被害状況等も踏まえ、風倒木や危険木処理等の対応についての記述を充実していただきたい」という御意見をいただいたところです。

これにつきましては、関連した国会での質問もございまして、「御意見に対する考え方（案）」という欄に書いてございますけれども、本計画（案）では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえて、流木対策を中心に災害対策に係る記載の充実を図っていたところですが、風倒木被害への対応については、同様に同3か年緊急対策の対象であるにもかかわらず明記していなかったということや、また、実は昨年10月に作成した全国森林計画においても、災害の発生時期との関係から御意見のような趣旨の記載ができていないというようなこともございまして、区分3の「加筆・修正するもの」として下線部のとおり対策の内容等について追記・修文することといたしております。

また、資料はございませんけれども、関係省庁との協議については特段の意見はございませんでした。これらの対応の結果を反映させた最終の案文というのが本日の資料の中の1-2と書いた資料でございます。

ただいま御説明した修文・追記の部分以外は、前回の審議会で御説明させていただいた内容から変更はございませんので、全体の説明は省略させていただきたいと思います。

また、資料1-3というのもつけてございますが、これは本計画（案）の概要版でございます。

本日御答申いただければ、その後、5月に予定しております閣議決定を経て公表という手続になります。

また、パブリックコメントの処理結果につきましても、その計画が閣議決定された後にあわせて公表するということになってございます。

基本、以上なんですけど、最後1点、計画の本文における和暦と西暦の記載の部分なんですけれども、閣議決定に当たりましては、5月1日の新元号の公布後、技術的な修正をさせていただいて閣議決定するという事で進めさせていただきたいと思いますので、御承知おき願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今御説明いただいた森林整備保全事業計画については、これまでの本審議会で既に検討しております。その中で、今御説明が主に行われたパブリックコメント、それから都道府県への照会、それから各省庁への照会というのを踏まえてもう一度修文等を行ったのが最終的な案として出てきていますので、まずはパブリックコメントの内容や、それから都道府県からの要望等についての部分。つまり、本文そのものではなくて、意見や修正のことについて何か御質問、御意見があればと思います。

これは今日というか、これからずっと同じルールにしていきたいんですけども、なるべく多くの委員の方から御発言いただきたいので、発言はなるべく案件を絞ってください。できれば1つ、せいぜい2つぐらい。なるべく簡略に、簡潔に御質問、もしくは御意見をいただいて、さらにまた次の質問や御意見の御希望がある場合は、改めて挙手いただいて、そこで御発言するというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、まず今申しましたようにパブリックコメント、それから都道府県からの意見等について御質問や御意見等ありましたら、まずはお願いいたします。

どうぞ。

○河野委員 すみません、冒頭おくれて大変失礼いたしました。

事前に資料を送っていただいたので、目を通させていただきました。

私が伺いたかったのは、このパブリックコメントの分量といえましょうか、ボリューム感についてです。今回、私初めて委員にさせていただきましたので、例年こういう計画を立てるときには、どの程度の御意見が来るのかということと、今回のこのボリューム感で一般の意見といえましょうか、関係者の方々の意見をしっかりと吸い上げたかどうかということをお聞きさせていただきます。

○土屋会長 大変重要な点の御質問だと思います。いかがでしょうか。

○橘計画課長 パブリックコメントの分量でございますけれども、実はこの森林整備保全事業計画の場合、前は5年前ですけれども、そのときも5件ございましたので、この計画としてはこんなところなんですけれども、全国森林計画を10月に、これとセットで、もっと本文のほうが厚いようなものなんですけれども、それについては44件いただいておりますので、この計画の性格にもよると思うんですけれども、この計画については少ないのが、前回と今回、同じようになっていると。前回と同じような程度だということでございます。

○土屋会長 河野委員、今の御質問を踏まえて、何か御意見はよろしいですか。

○河野委員 別件の計画のほうにはたくさん意見が寄せられているということですが、5年に1度策定される計画ですので、より多くの方に目を通していただいて、それなりに、より多くの意見を寄せ集めるという形のほうが、この後の理解の浸透ですとか、施策の実行のときにも、より効果的だというふうに思いました。

今回はこれでということによろしいかと思いますが、私どもも含めまして、一般国民ももう少し注視しなければいけないというふうに改めて反省もいたしました。

ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょう。

そうしましたら、こういうときに会長が余り言うべきではないのかもしれないんですが、実はこの森林整備保全事業計画の素案作成に審議会の下でかかわったもので、事前にも事務局の方には少し申し上げていたんですが、特に成果指標、つまりアウトカムの作成に非常に苦勞しております。事務局が国民にわかりやすいような数字をどうやってつくるかということで非常に苦勞されていて、その部分がパブリックコメントにはなかなかつながっていないという

の関わった者としては非常に残念です。これは1つはどうやって国民にこういったことを知らせていくか、つまり、パブリックコメントの前にかに知らせるかということもあって、何か工夫ができるものならしていただきたいなというふうに思っております。5年後に向けてということになります。

○橋計画課長 土屋先生からいただいた御意見、実は私も実際作成にかかわって、別途の検討会でたくさん議論させていただいた者として、正直同じように、工夫したところが見えていただけなくて非常に残念だなと思うところはあるんですけども、今いただいたように、この計画ができましたものを国民の皆さんに広く知っていただくということが重要だと思いますし、今後のいろいろな各種事業の政策評価的にも使われる部分が多いと思いますので、そういうところが出ていくところがあると思います。目につくところが増えていくということが考えられます。

また、これも前回5年前もそうですけれども、計画ができ上がりましたら、パンフレットのようなものもつくって、普及のほうにも努めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今は一応縛りをつけて、パブリックコメントや都道府県からの意見についての御意見、質問ということで言ったんですが、実は森林整備保全事業計画自体はもう成案に近い形になっていますので、これをこれから根本的に変えろとかいうのは、順序的に言うところちょっと無理なことになると思うんですが、ただ次の、それこそ5年後にまた同じようなプロセスを踏んで計画をつくり、内容的にもこれを踏まえてつくっていくわけなので、今審議会として大枠の御意見等はいただいてもよろしいんじゃないかと思っております。

少しそのことも含めて御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○松浦委員 すみません、松浦です。

全般的というか、先ほどの風倒木に対して京都府から出された意見に対してなんですけれども、よろしいでしょうか。

考え方、修正案の第1の2のところ、「また、流木や風倒木等による建物や道路、鉄道、電線等への二次的被害」というふうに書かれているのですが、となると、どうも風倒木が原因となって被害を受けた事例を重点的に記載しているという印象となります。主語が「流木や風倒木等」になると、流木というのは橋梁とかダムとかに、対して被害を及ぼします。



したがって、「道路、鉄道」については「等の橋梁や橋梁基礎」のことで読み替えればこれでも良いと思いますが「流木」を最初に書いてあることから、もう少し分かりやすく工夫しても良いのかなと思いました。いかがでしょうか。

○土屋会長 いかがでしょうか。

○橋計画課長 御意見よくわかりますというか、当初下線部を入れる前は、「建物等」ということで全体を読んでいた部分でいけば、流木のところも十分当てはまるかなと思っておりまして、  
「風倒木」を足したときに、どちらかというところに近いものということを出させて  
いただいたので、何とかここは「建物等」の中で御理解いただければありがたいんですが。確かに、橋梁への被害というのが、いろいろな報道等も通じてよく目につきますし、印象として  
わかりやすいところはあるかと思うんですけれども、当初「建物等」と書いていた部分で読み  
込んでいたというふうに理解しておりますので、何とかこれをお願いできないでしょうか。

○松浦委員 はい、わかりました。

○土屋会長 今の御指摘は重要な点なので、これからさまざまな文章の中等で記述する際に、  
少し気をつけていただくと同時に、次回のときということになりましようかね。

ほかはいかがでしょう。

今日は比較的時間がありますので、御意見を言っていただいても何とか消化できるはずですので。無理にとは言いませんけれども。

では、どうぞ。

○長濱委員 内容に関して、またどうしたらこの森林整備保全事業計画がもっと広く私たちが  
目を通すような機会があるかということについて、意見を申し上げます。

私が、こちらを精読させていただいたのは、実は今回が初めてで、非常に素晴らしい私が教  
えていただくことばかりの内容であると理解しました。多いに勉強させていただきました。

中で1点書き加えたほうがいいのではないかと思われたのは、3ページ目の上から3行目に、  
人工林の面積についてここで記載されて、「1千万haを超える人工林」と記載されています  
けれども、1ページ目に、上から6行目、7行目、「国土の3分の2を占める森林は」という  
ことで、ここにも面積を入れるとよいのではないかなと、私見ですが、数値を入れる方が、よ  
りいいです。具体的にイメージはしづらいかもしれませんが、「3分の2」と書かれて  
いますので、実際に数値を入れられるといいのではと思いました。

私は修士課程、博士課程と大学院へ行かせていただきまして、森林・林業にかかわる学びを  
蓄積してきたにもかかわらず、こうした計画を精読させていただいたのが初めてでした。今大

学のゼミや研究会等に出ているので、後輩に、林野庁から森林・林業白書だけでなく、こうした森林にかかわる計画が公開されていて、非常によく練られているので、ぜひ読んでいただくと、後輩やゼミのメンバー日本の森林・林業の施策に関心のある仲間にアピールさせていただいております。

ですので、大学・大学院の中での学びの中で、こうした内容を資料、あるいはテキストとして提案するのも一案であると思っております。

2つ目です。私は千葉県松戸市に住んでいまして、市内・県内で森林ボランティアをしています。実際には私有林の整備をボランティアとして月に何回か、主に下草刈りや竹の伐採等を行っています。そうした地域のボランティアの方々と、こうした計画を資料として読む機会ありません。地域で実際に森林・林業活動にボランティアでかかわる方々にも、森林にかかわる計画は興味深く読んでいただけるのではないかと思います。先ほどもパンフレット化するとか、政策評価的というお話もありましたけれども、そうしたボランティアが活動する地域で、草の根的に何かこれをアピールするような場があったらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

お答えがあれば。

○橘計画課長 まず、面積を書き加えたらどうかという点につきましては、確かにそのほうがわかりやすくなると思うんですけども、実はこの説明の中でも一度——一度というか、説明の中でも若干お話しさせていただいたんですが、この森林整備保全事業計画というのが全国森林計画という、昨年秋に、10月に閣議決定されたものと——まあ、これ結局、作成の都合で時点はずれちゃうんですけども、実はセットになっておりまして、そちらのほうにかなり森林の取り扱いについての、あるいは森林そのものについての記述というのが基本的にされておりまして、その中の森林整備事業、あるいは治山事業という公共事業の実際事業するときの指標となるようなものをこの部分取り出して、別途計画をつくっているという位置づけにございます。

そういう意味で、できればそちらと読み合わせていただく中で御理解いただけるとありがたいなというのと、学生さんとかのボランティアの方々に、もし読んでもらうような機会があれば、できるだけ、これ単独というよりは、セットで全体の取り扱いがわかるように読んでいただけると我々もうれしいなというふうに思っております。

○長濱委員 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

もしも、ほかに御意見があれば。

よろしいですか。ありがとうございます。

そうしたら、ほかにはございませんということで、そろそろこのあたりで林政審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

農林水産大臣から諮問のありました「森林整備保全事業計画（案）」につきましては、適当であるという旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございます。異議なしという御意見が多数と認めました。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、御確認いただきたいと存じます。

（答申文（案）配付）

○土屋会長 配付が終わりましたら、文書を御確認ください。

すみません、非常に細かいことなのですが、よろしいですか。

答申文の表題がかなり左にずれているような気もするんですけども、これはこういうものなんでしょうか。

○山口企画課長 こういうものです。すみません、こういうものです。3文字あけです。すみません。

○土屋会長 ありがとうございます。

○中原委員 議長、ちょっとすみません、小じゅうとみたいなことを言っちゃっていいですか。

そこまでおっしゃるならば、これの4ページの上のほうでございますが……

○土屋会長 ちょっと待って。ここの内容。

○中原委員 いや、こっちのほうで変なのを見つけちゃったんですよ。

○土屋会長 はい、どうぞ。

○中原委員 すみません、順序が後先になってすみませんけれども、4ページなんですけれども、上のほうから、「また、地球温暖化対策計画」というところがあります。その2行目ですが、これすみません、「平成25年（2013）年度から」、そこから「2020年度までの間において」、その後が「2021年度から2030年度まで」。これ統一なさったほうがよろしいんじゃないですか。突然ここだけ「平成25年」ということで。

すみません、そんなことです。

○土屋会長 御説明をお願いします。

○橋計画課長 すみません、「平成」で書こうとすると、平成31年を超えてしまうものになってしまうので、今元号が変わるときに、「平成32年」とか「35年」とかがないという理解で、今現在こういうふうに書かせていただいて、先ほど説明の最後に言いましたが、閣議決定の前には新元号に合わせて技術的な修正をするように取り扱わせていただきたいと思います。

今「平成36年」とか「37年」とかいうのを書かないように統一しているということがございます。

○中原委員 ということは、その後の元号について、「2021年」とか「30年」も、「令和何年」に括弧で西暦を入れるということですね。

○橋計画課長 西暦を入れるかどうかは、ちょっとまだあるんですけども、令和何年というふうに書きかえることになると思います。

○中原委員 わかりました。

○橋計画課長 すみません。

○土屋会長 ちょうど元号が変わるときの経過的措置というふうに考えるべきだということだと思います。

○中原委員 すみません、ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

もう一度異議なしという声をいただきまして、このように答申させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございました。

それでは、議題の1つ目が終わりました。議題の2つ目に進めさせていただきます。

「平成31年度森林及び林業施策（案）」について農林水産大臣から諮問を受けたいと存じます。

なお、諮問文につきましては、お手元に配付……これは今来ているのかな。お手元に配付してございますので御確認願います。諮問文を御確認ください。

すみません、諮問文はありますか。

諮問文自体がお手元にないようですので、少しお待ちください。

○森田林政課長 失礼しました。しばらくお待ちください。

○土屋会長 そうしましたら、もったいないので、引き続きもしも森林整備保全事業計画について……あっ、ありましたか。

○日當委員 これ、配付したものは。

○土屋会長 これは、今異議なしということで御確認いただきましたので、それでということになります。

これからの手順ですが、諮問文がお手元に配付されますと、その諮問文の内容について御確認をしていただくことになります。その諮問文については、これから申し上げますけれども、林野庁長官の牧元長官のほうから代読していただくということになります。それを林政審議会として受け取って、今日中にそれについて審議をして答申をするということになります。今日、つまり諮問と答申を同じ日にやるということになります。

(諮問文配付)

○土屋会長 委員の皆さん、お手元に諮問文はいきましたでしょうか。

それでは、もう一度再開いたします。

それでは、農林水産大臣からの諮問文を林野庁長官に代読していただきたいと存じますので、長官、移動をお願いいたします。

○牧元林野庁長官 それでは、代読させていただきます。

林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 吉川貴盛。

「平成31年度森林及び林業施策」(案)について(諮問)。

森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成31年度森林及び林業施策」(案)について、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○土屋会長 謹んで検討させていただきます。

(牧元林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交)

○土屋会長 それでは、これから実質的審議に入ります。

それでは、「平成30年度森林及び林業の動向(案)」及び「平成31年度森林及び林業施策(案)」について、まず立花施策部会長から昨年8月以降の検討過程の報告をお願いいたします。

なお、「平成31年度森林及び林業施策(案)」につきましても、本日答申まで行いたいと考えておりますので、先ほど御説明いたしましたように委員の皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、立花部会長、よろしく申し上げます。

○立花委員 それでは、着席のままで御報告いたします。

平成30年度森林及び林業の動向（案）につきましては、これまで施策部会で第1回、第3回、第4回と議論しましたので、その経過について御報告します。

なお、第1回、第3回の施策部会は当時の土屋部会長のもとで、第4回の施策部会から立花が部会長として議論をさせていただいております。

昨年8月27日に開催された第1回施策部会では、事務局から平成30年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われ、特集章のテーマを「人材」とすることが提案されました。

また、第Ⅱ章以降については、「森林の整備・保全」「林業と山村」「木材産業と木材利用」「国有林野の管理経営」「東日本大震災からの復興」について記述することが提案されました。

委員からは、「これから森林・林業・木材産業にかかわろうとしている学生の声を紹介すれば、親しみやすい特集章になるのではないか」「新たな森林管理システムに直接かかわる人材だけでなく、森林インストラクターといったところまで人材を広く紹介してほしい」「労働災害が多いといったネガティブな情報も含めて、現場のリアリティーを踏まえた内容にしてほしい」などの意見が出されました。

続いて、昨年11月26日に開催された第3回施策部会では、事務局から第1部「森林及び林業の動向」の構成や各章の主な記述事項の案が示されました。

説明を踏まえて、委員からは、「冒頭で紹介するトピックスについて、住宅・中高層建築物の木造化・木質化の取組については、民間の商業施設等も含めた具体的な事例を示すとともに、都市部を中心にさらに進めていくべきとのメッセージを記述してほしい」などの意見が出されました。

また、特集については、「大学の林学科など、既存のルートで育成されたわけではないが、森林・林業・木材産業にインパクトを与える人材や他業種から林業に参入して、機械化や合理化といった面で業界に刺激をもたらしている事業体を紹介することに意味があるのではないか」「林業大学校については各地域で開設が続いており、世間の関心も大きいので、詳しく紹介してほしい」などの意見が出されました。

このほか、第Ⅱ章以降の通常章について、「森林環境税について使途や制度の運用に向けた取組についても丁寧に紹介してほしい」「林地台帳や森林経営管理制度は市町村行政に大きな影響を与えるものであり、来年度以降も含め、実態を踏まえて丁寧に記述してほしい」「木材利用促進条例を制定する動きが広がっており、木材利用の機運の高まりを示すためにも最新の

情報を記載してほしい」などの意見も出されました。

本年3月15日に開催された第4回施策部会では、事務局が作成した平成30年度森林及び林業の動向の原案について審議いたしました。

委員からは、「トピックスについては最初の話題として災害を取り上げているのがよかった」「福島の植樹祭については、海岸防災林を会場として行われたことが書かれており、大震災からの復旧・復興がわかるような内容となっていてよかった」「台風21号による風倒木被害や一連の災害による治山施設への被害等もあったので、トピックス、もしくは通常章で触れるようにしてほしい」などの意見が出されました。

また、特集章である第Ⅰ章については、「林業従事者全体だけではなく、育林従事者が減少していることに触れたことはよかった」「林業用アシストスーツの開発等について触れるとよいのではないか」「林業に就業した者の労働条件について、具体的な就業者の声も示しながら紹介している点がよかった」「林業経営体による就業者の労働条件についての意識改革の取組を書くようにしてほしい」「外部から林業にかかわることとなった者の視点について紹介されているのがよい」「本文と事例もマッチしており、読み物として興味深く感じる」などの意見が出されました。

第Ⅱ章以降については、「苗木生産の状況について、必要な植栽本数に対しての需給の状況や調整はどのようになっているのか」「労働力確保支援センターの役割について書いてほしい」「木質バイオマスエネルギーについて、容量や発電量の数字だけではわかりにくいので、何世帯分の電力などに換算してあらわせないか」「海外のCLT建築の最新事例等を紹介するとよいのではないか」「東日本大震災対応での木材利用については、木造仮設住宅をもっと建てられたのではないかと感じている」「将来いずれかの時点で東日本大震災の復旧・復興における木材利用の取りまとめ、評価が必要となるのではないか」「木造仮設住宅の木材をほかの災害対応に再利用した事例は、復興への取組だけではなく木材利用の可能性も示している。こうした事例を今後も紹介してほしい」などの意見が出されました。

これらの議論を踏まえた本文の記述の取りまとめ等、林政審議会の報告については、私、部会長に一任されました。

施策部会長としては、事務局作成の案は、委員からの意見を適切に反映しており、適切であると考えておりますので、御報告いたします。

続けて、平成31年度森林及び林業施策（案）、いわゆる講じようとする施策につきまして施策部会における審議の概要について報告します。

講じようとする施策は、森林・林業基本法の規定に基づき、政府が毎年森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置などを取りまとめるものです。

昨年8月27日に開催された第1回施策部会では事務局から森林・林業基本計画を踏まえた項目立てをすることについて説明が行われました。そして、本年3月15日に開催された第4回施策部会では、事務局から平成31年度森林及び林業施策の原案について、平成31年度に行おうとしている施策について、動向編にも盛り込まれている今後の施策の動向、方向性を踏まえた記述をしているとの説明がありました。

これまでの議論を踏まえた本文の取りまとめと林政審議会の報告については、私、部会長に一任されました。

施策部会としては、事務局作成の案は施策部会での議論を踏まえた内容となっており、適当であると考えますので、御報告いたします。

以上です。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

今御説明の中で、第2回の施策部会が出てこなかった。これは、第2回の施策部会は、実は、白書については検討しないで、主に国有林の新たな利用の施策について議論を集中して行ったので抜けているということになっております。

続きまして、企画課長から「平成30年度森林及び林業の動向（案）」及び「平成31年度森林及び林業施策（案）」について説明をお願いいたします。

○山口企画課長 企画課長の山口でございます。

それでは、私のほうから「平成30年度森林・林業の動向（案）」及び「31年度森林・林業施策（案）」につきまして御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきたいと思っております。

平成30年度白書の作成に当たりましては、先ほど立花部会長からも御報告賜りましたように、これまで3回にわたりまして施策部会を開催し、委員の皆様にさまざまな観点から貴重な御意見を賜り、表現ぶりなどにつきましても御指摘を賜りながら、本日の案をまとめさせていただいたところであります。

事務局としては、今年の白書については大きな特色として3つあると思っております。

まず第1点目は、平成2年以来、30年ぶりに「人材」をテーマとする特集章を作成したということであります。この4月には森林経営管理法、森林環境税・森林環境譲与税が施行されました。また、森林経営管理法の円滑な施行を支援するために、民有林を補完する形で、先ほ



ど土屋会長からもお話がありましたが、国有林が意欲と能力のある林業経営者、具体的には森林組合、素材生産業者、自伐林家などでございますが、こういう方々に長期安定的に木材を供給することを可能とする国有林管理経営法の改正案を現在国会に提出しているところであります。

このように、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けて林政の転換を図る中でこれを担う人材の確保というのが極めて重要になってきているわけでございます。

こうした観点で、今年の白書では、「今後の森林の経営管理を支える人材」をテーマといたしました。

続きまして、2点目としては、今後の森林の経営管理を支える人材の中核として期待される学生や研修生を対象にアンケート調査を実施し、それを踏まえて白書を記載しているという点でございます。

これは、森林・林業白書では初めての取組になってございます。

このアンケート調査につきましては、先ほど立花部会長からもお話がありましたが、施策部会の議論において、これからの森林・林業・木材産業に携わろうとする学生の声をアンケート調査で明らかにし、白書を親しみやすいものにすることが必要ではないかという御指摘を受けて実施することとなったものでございます。

具体的には、30年12月から31年1月にかけてウェブアンケート調査を実施いたしまして、378件の有効回答が得られました。この結果につきましては、単に白書のみならず、他の施策の検討にも役立つものになるというふうに思っておりますし、また今回ウェブアンケートでこういう形でアンケートをとって白書でまとめるというやり方自身も、そのノウハウが今後の白書の作成に当たっても有益だったのではないかなというふうに思っております。

3点目でございます。今後の森林・林業施策、森林の経営管理におきましては、生産性の向上、働き方改革、サプライチェーン全体の効率化などの革新的な取組、いわゆるイノベーションが求められております。こうした中で、各地で先進的に取り組む方々のインタビューを今回の白書では丁寧に記載することにいたしました。

中小企業白書などでは、先進的な事業者の方々には詳細なアンケートをやって白書に載せているという事例がありますが、森林・林業白書ではこれを初めて取り組んでみたということとであります。

このインタビューにつきましても、施策部会の議論において「人材」をテーマとする白書を作成するに当たりまして、林野庁でこんな制度がありますというような紋切り型の説明を行う

のではなくて、将来のモデルとなるような個人のライフヒストリーを通じて、今後必要とされる人物像を明らかにしていくということがいいのではないかという御指摘を踏まえて実施することとしたものであります。

具体的には、特集章で20ページ使っております。ページ数で言うと、一番真ん中にページがついているほうで御覧いただきたいと思いますが、62ページからずっといきまして、81ページまで使って事例を紹介させていただいております。

この手法につきましても、今後の白書の作成に当たって有効な手法なのではないかというふうに感じております。

いずれにいたしましても、今回の作成に当たりまして、そういう貴重な御示唆をいただきました土屋会長、立花部会長を初めとする新旧の施策部会の委員の皆様方の温かく適切な御意見、御示唆に改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、内容に入らせていただきたいと思います。

トピックス、まず冒頭からいきますが、トピックスについては5つ用意をさせていただいております。

22ページを御覧いただければと思います。

第1点でございますが、30年7月豪雨と胆振東部地震による災害の発生と復旧への取組ということで、ここでは30年7月豪雨、胆振東部地震の被害の状況、あと林野庁が被災地と連携して被害状況の把握を行った上で、災害復旧の取組を行っていることを記載しております。

また、こうした自然災害を教訓として、昨年12月に緊急対策を取りまとめられましたこと、あるいはこれを踏まえて改定された国土強靱化基本計画に基づいて、地方自治体のみならず、地方住民、コミュニティ関係者など一丸となって事前防災・減災に向けた国土強靱化の取組を推進していくことが重要だということを記載しております。

2点目でございますが、COP24、24ページでございます。

昨年12月にポーランドで開催されましたCOP24におきまして、パリ協定の実施指針が採択されまして、森林吸収源対策は引き続き重要な枠組みを果たしていくこととなったことを紹介させていただいております。

3点目、25ページでございます。ますます進んでいく非住宅・中高層建築の木造化・木質化の取組ということで、林野庁のみならずというか、近年では経済団体、例えば本文で紹介しておりますのは経済同友会さんなり、JAPICさんが木材利用の拡大に向けて率先して取り組んでいただいていること、あと林野庁も経済界と連携して「ウッド・チェンジ・ネットワー

ク」を立ち上げたことなどを紹介するとともに、木材利用優良施設コンクールにおいて内閣総理大臣賞が創設されて、有明西学園が受賞したことなどを紹介しております。

4点目、27ページでございます。

森林・林業・木材産業とSDGsのかかわりにつきまして説明をしております。

具体的には、目標の15のところの「陸の豊かさを守ろう」というところで主に森林は読み込んでいるんだというふうになっておりますが、それだけじゃなくて、豊かな水の確保ですとか山地災害の防止、クリーンエネルギーなど14の目標達成に森林が貢献していることについて紹介するとともに、政府としても、これに関連して施策を展開していくことを紹介しております。

5点目は、先ほども部会長のほうから話がありましたが、69回の全国植樹祭が福島県の海岸防災林で開催されたことを御紹介しております。これは29ページになります。

続いて特集章でございます。特集章、33ページからでございます。

今回の白書におきましては、「今後の森林の経営管理を支える人材」をテーマとしております。森林資源の本格的利用期を迎えた我が国で、「伐って、使って、植える」という循環利用を実現し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図っていくため、林業政策の施策のイノベーションとして森林経営管理制度なり、森林環境税の導入なりというのが行われているところでございますが、制度はあくまでも制度でございますので、その中で、新しいプレーヤーである人材を確保していくためには、林業所得の向上と地域雇用の確保を図るための生産・流通・経営管理面でのイノベーションを進めていき、魅力ある林業を実現することが必要になっているところでございます。

特集章では、そういう林業を今後支えていく人材について、林業経営体、林業従事者、行政、林業にかかわる方々の4つの分類で御説明をしております。

まず林業経営体の話でございますが、これは36ページからでございます。

36ページ、まず全体としての林業経営体は、総数は減少しておりますが、林業産出額は増加していることと。あと1万立米以上の素材生産を行った経営体も1.5倍程度に増加しているということで拡大傾向にあります。

その中でも、森林組合につきましては、36ページの下グラフなどで示してあるとおり、素材生産が上昇傾向、1組合当たりの取扱高も上昇傾向ということで経営規模が拡大している状況でございますが、一方で、総事業取扱高が1億円未満だったり、専従職員はいないなどの小規模な森林組合が存在していること、理事の高齢化が進んでいるなどの課題につきましても

紹介させていただいております。

民間事業体につきましても37ページの下のほうから記載がございますが、経営規模の拡大が進んでいる状況ですとか、小規模な事業体が存在する一方で、独自のガイドラインを作成し、循環可能な林業の実現に向けて取り組んでいる方々がいらっしゃることも紹介させていただいております。

続いて39ページ、木材のコストのイメージというのをこのI-5の表で説明させていただいておりますが、所有者に還元される山元立木価格や育林コストが低いことを踏まえると、林業においてもこの伐出、運材のコストを低減させ、山元立木価格を引き上げるという取組が必要だと、そのためにもさまざまな取組、イノベティブな取組が必要だということを説明させていただいた上で、具体的な事例を幾つか、スマート林業ですとか流通の効率化の事例ということで紹介させていただいております。

また、41ページは、林家とか、苗木生産事業者の状況、具体的な取組を紹介させていただいております。

この中でも、施策部会の委員の方々から、地域林業を支える自伐林家についても紹介をきちんとしたらどうかという御意見もありましたので、全国で7,000程度存在し、一定の地域の林業を支える存在として期待をされている林業、自伐林家の事例などにつきましても紹介をさせていただいております。

43ページからは林業従事者の動向になります。

林業従事者の動向で一番下のI-7の表を御覧になっていただきますと、この表の生産工程従事者というところが、これはいわゆる二次産業の従事者に当たるわけなんですけど、この二次産業の従事者と林業従事者を比較すると、林業従事者のほうの減り方のほうが若干少ないというような形になっています。とりわけ、育林従事者のほうは7割弱ぐらいの落ち込み方になっているわけなんですけど、一方で伐木・造林・集材事業者につきましても1割以上増加しているということでございます。そういうような状況を数字をもって説明をさせていただいております。

この背景には、緑の雇用事業で2万人近い方々が林業に従事した結果、雇用の維持が図られて、若年率も向上しているということになっているかと思えます。

その次の44ページが学生アンケートの結果を取りまとめている部分であります。

I-10では、将来の就職希望先として最も希望するものということで民間事業体というのが4割ぐらいで、公務員というのが37%ぐらいいるというようなことでございます。

あとは仕事を選ぶ際に一番が「仕事内容・やりがい」で、二番が「給与・賞与の水準」という形になっていること、あと自分で不足をしている技術というか、不足しているなど感じるものとして、現場技術に関することに加えて、航空レーザー測量とかICTなど、こういう新技術が必要というふうに認識している学生さんが多いということがうかがえる状況でございます。

あと45ページにずっと、今度は緑の雇用のアンケート調査なども載っているところでございます。

いずれにしても、林業従事者の定着率が今7割という形、3年経過時点では7割、全産業の小規模な事業者の定着率4割に比べると高い水準にあるわけございまして、そういう意味では、新規参入される方々、すごく意欲を持って入ってきていただいていると思いますが、求人を行った林業経営体の4割が応募数を下回っているとか、そういうような状況でございますので、そういう厳しい現実につきましても御説明をさせていただいております。

さらに、林業の労働災害の発生率も全産業に比べて極めて高い水準にあつて課題になっているということも指摘をさせていただいております。

あと50ページからは女性の就業の動向ということで、女性の参入しやすい職場は労働条件により配慮した職場であり、そういう意味では男性にとっても魅力ある職場でありますので、女性の参画を進めることの意義につきまして事例を含めて紹介をさせていただいております。

52ページからは、行政にかかわる人材の動向ということで、行政のほうでは市町村は微減で、都道府県では15%ぐらい減少していると。これから森林経営管理制度の運用に当たって、地域林政アドバイザーの育成が必要ですか、あるいはフォレスターの育成が必要だというようなことを記載しております。

あと林業大学校とかの動向につきましても55ページから記載をしております。

57ページから、その他というか、森林・林業・木材産業や木材の利用に関わる方々ということで紹介をさせていただいておりますが、木材需要の拡大を図って効率的なサプライチェーンの構築を図るためにコーディネーターという方々がとても重要になってまいります、A材、CLT、非住宅さまざまな新規需要の拡大が必要になってまいりますので、そういう人材の確保につきまして御説明をさせていただいております。

あと国民に森林・林業・木材産業の重要性とかすばらしさというのを理解してもらうことが今後の森林・林業・木材産業の発展のためには必要になってまいりますので、そういう観点からの資格として、森林インストラクターですとか樹木医とか、そういう方々が活躍されていることも御紹介をさせていただいております。

最後、60ページでございますが、まとめといたしまして、今後人口減少社会が到来する中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のためには、生産性向上対策が必要であると。そういう中でICTを利用したスマート林業ですとか、あるいは川中・川下との連携強化、物流の効率化で付加価値の向上を図るような取組が必要であることと、そういう取組をする上でも、ICTを要する技能など林業のイノベーティブな取組に必要となるような能力を持った外部人材の活用が必要だというようなことを記載させていただいております。

次に、通常章のほうに入らせていただきたいというふうに思います。

通常章のほうは、II章が、まず森林の整備・保全ということでございます。ここにつきましては、特に90ページから(3)ということで「森林経営管理制度及び森林環境税の創設」という項目を大きく設けさせていただいております。制度に絡んでさまざまな、何で入れたの、入れる背景がどうなっているんだ、制度の仕組み、あとは制度によって目指す森林の姿、制度により期待される効果、あとは市町村の体制支援というようなことを順々と書かせていただいております。

あと環境税につきましても93ページのほうから95ページ、表のほうの形で95ページまで仕組みのほうを書かせていただいております。

この中で、この制度によって森林の適切な整備の観点、これ92ページのほうの真ん中あたりでございますけれども、間伐がおくれた森林の解消ですとか、伐採後の再生林の促進が図られて、地域住民の安全・安心に寄与すること、あと森林所有者にとっては、所有森林からの収益確保の可能性があるとというメリットがあること、あとは一括して市町村から経営管理実施権を設定することによって集約・集積の手間が省けるといった三方にとってメリットがあるんじゃないかという話に加えて、所有者不明森林につきましても一定の経営とか管理の委託ができる特例措置を設けており、こういう取組を通じて適切な森林の整備がさらに図られていくことが期待される旨、あとはそういう体制整備のものとして地域林政アドバイザーの活用ですとか、そういうことがあるよということを記載させていただいております。

そのほかは、99ページのほうでございますけれども、花粉症発生源対策ということで、スギ人工林の伐採・利用、花粉症対策に資する苗木の植えかえ、広葉樹の導入、発生源の抑制の技術の実用化という3つの対策を講じようということでございますが、特に30年4月にスギ花粉症発生源対策推進方針を改定して、花粉症対策に資する苗木の割合を増やしてきたこととすとかを紹介しております。

続きまして、107ページからは森林保全のほうでございます。こちらのほうにつきましては、

108ページから治山対策の展開ということで、29年の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などのことを記載させていただいております。

特にコラムなども30年7月豪雨につきましては記載をいたしまして、理解を深めるべく記述を設けたところであります。

あとは治山対策検討チームの中間取りまとめについては110ページ、あと重要インフラ緊急点検に基づく3か年緊急対策については113ページのほうに記載をしたところでございます。

あとは続きまして、137ページからは林業・山村のほうになります。林業生産につきましては徐々に回復しつつありまして、29年には4,859億という形で5,000億に近づいている状況にあることを説明しております。

また、163ページではきこ類の生産の推移ですとか、あるいはその他の特用林産物として木炭の地理的表示の事例なども含めて記載をしております。

あと169ページでございますが、こちらのほうは山村の動向でございます。山村の動向の一番最後のところに、具体的に174ページから175ページにかけてですけれども、多様な森林空間の利用に向けてということで、森林・林業が医療、観光、教育などの多様な分野と連携して、価値観やライフスタイルの変革に合わせて森林空間の利活用を通じて、人と森との新しい関わりを創り出す「森林サービス産業」への関心が高まっているということで、そういう動きを紹介しております。

177ページからは、木材利用の関係でございます。

木材利用、御承知のとおり自給率も36.2%まで上昇しております。これは187ページに記載がございます。

195ページには、輸出の動向ということで、資料18でございますが、350億まで輸出が伸びてきたということを紹介させていただいております。

199ページからは、各木材産業の動向を紹介させていただいております。例えば、207ページ、(4)合板のところでございますけれども、丸太を輸入して製造する合板が近年減少していて、国産材による合板の製造が伸びているんだというようなことを208ページにかけて紹介をしたりしておりますが、これはカラー刷りじゃないのでちょっとわかりにくいんですが、カラーでちゃんとこのところは本体では紹介する予定でございます。

215ページ、CLTの関係でございます。CLTにつきましては、海外の事例も含めまして記述をこれまで以上に厚くして紹介をしております。

あと222ページ、例えば、改質リグニンの話ですとか、あとはその前の220ページではセル

ロースナノファイバーの話ですとか、こういう新しい木の利用につきましても紹介をさせていただいております。

245ページからは、国有林になります。

255ページは地域と連携してシカ害対策に取り組んでいる事例ですとか、あとは257ページはICTを活用して森林調査を行う現地検討会を開催している話ですとか、そういう地域と連携した取組を行っている事例の紹介ですとか、あとは261ページには施策部会でも御議論いただきました国有林の新たな取組につきましても紹介をさせていただいております。

271ページからは、災害の復旧と。東日本大震災からの復興でございます。

復興の状況などにつきまして紹介をさせていただいておりますが、特にさつき部会長からの話もありましたけれども、例えば福島県の応急仮設住宅で西日本の豪雨被災地で再利用したとか、新宿御苑で福島県産材を内装に活用したカフェができましたとか、こういう事例につきましても紹介をさせていただいております。

以上、概要でございますが、森林・林業白書、これまでもなるべく、例えば215ページとか、CLTのところでもマンションの写真とか載せておりますが、こういう木造の建築物の写真なるべく多く見せて、みんなで木を使っていくんだという機運を可能な限り醸成できるように、今年も写真などの枚数につきましては前年度同等になるように努力をしているところでございます。

あと最後、311ページが31年度の森林及び林業施策ということでございますが、これも31年度予算案などをもとに施策の概要を記述しているところでございます。

以上、簡単ではございますが白書の説明とさせていただきますが、今回の案が御了承いただければ、6月上旬の閣議決定、国会の提出に向け、準備を進めさせていただきたいと思っておりますし、あと閣議決定の暁には、この白書を使って、より国民の皆様へ森林・林業行政、あるいは森林のすばらしさに触れていく機会が設けられるように、委員の皆様方にさらに相談しながら、具体的にどういうふうにPRしていったらいいかというのを今年も一から考えていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 膨大なページ数、すごい情報量のあるものを簡潔に御説明いただき、ありがとうございました。

今回の特集章も、新たな試みがされているというのは御説明があったとおりで、ほかのところにもそれぞれ毎年少しずつさまざまな工夫がされているということについては敬意を表した



いと思います。

それで、今回は実は時間を3時間とらせていただいていますので、かなりたくさんの方の御意見、もしくは御質問をいただける余裕があります。ですが、もうプロセスの中で最終段階に入っておりますので、これから大きく文章を、今回の白書について変えろというのは少し無理でございますが、1つ、もしも修正があれば必ず対応しなくちゃいけないのは、数字だとか、それから固有名詞だとか、それから文章上の間違いとか、そういうのについては、まずこれは必ず御指摘いただきたい。

それからもう一つは、今回、もうほとんど完成に近づいているわけですが、すぐに次回の検討が始まるわけで、次回検討するときは、今回はここまでだったけれども、この点については次回はぜひ入れてほしいとか、そういった次回に向けての御意見というのは、これを踏まえて出させていただくというのは、恐らく施策部会での検討にとっても非常に有益だと思いますので、ぜひそういう面でもお願いいたしたいと思います。

先ほど何回か同じようなことを言っているんですが、今回時間がありますので、できましたら、なかなかこういう機会はないので、実は時間がせっぱ詰まることが結構多いので、今回はなるべく全員に近い方々に何らかの形で御発言をいただければと思っておりますので、まだ御発言をされていない委員の方は御準備いただければと思います。

御発言は、一応手を挙げて、こちらのほうと目が合ったところから御発言をしていただければと思います。

いかがでしょうか。

目が合いましたけれども、どうですか。ちょうど目が合ったんで、よろしいですか。

○網野委員 遠慮なく。

建築のほうからでございますが、表現の修正すべき点が幾つか見つかりました。

216ページでございます。216ページ、左の段の真ん中あたりから、「CLTを使用する利点は」というところでございますが、下のほうに読み進めますと、「CLTはコンクリートに比べて断熱性が高く」、これは合っています。「床や壁にパネルとして使用すれば」、この次がかなり問題です。「高い断熱性能を確保することができる」。これはちょっと物理的に言い過ぎです。若干の断熱性は確保できますが、高い断熱性は確保することはできません。

もう一つよろしいでしょうか。

それから、同じような視点でございますが、223ページ、「(1) 木材利用の意義」のところと同様の表現があるということ。木材、確かに断熱性能はありますけれども、現在の省エネ

基準を満たすような高い断熱性までは持ち得ていないということですので、表現の工夫をお願いしたいということと、それからここで「二つ目は」から始まるパラグラフですけれども、そこに「断熱性が高いため、住環境の改善や、建築物の省エネルギー化に寄与する」と。これ「住環境」というのは外部環境のことを指して言うのが通例でございますので、「室内環境の改善」というふうにしないと、これ誤解を生んでしまうという。つまり、街や街路ということ改善するという形になってしまいます。

それが表現上の大きな修正点でございます。2つでございますが。

これは少し踏み込んだ意見になってしまうかもしれませんが、234ページの「（公共建築物等における木材利用の課題）」のところなんです、これをちょっと読ませていただきますと、これはかなり断片的な書き方になっております。

例えば、大断面集成材を使用するのでコストがかかると。そして、次のパラグラフで、したがって、日集協で大断面集成材の規格化を行ったと。

整備コストに係る問題は、決して大断面集成材や耐火建築物とすることだけではないので、これ少し断片的な書き方かなということですよ。

ちょっとこれは修正にかからないような内容かもしれません。例えば、適切に言うとするならば、「建築上の要求と木材供給のあり方に乖離が見られる」というような形のほうが包括的な書き方になるかなと思っています。

あと、それからまとまった量の地方産材を活用して施設整備を行う場合、材の調達に時間を要することがあることと。これも同じでございます、何か山側の責任のような感じを与えてしまうんですけれども、決してそうじゃなくて、これも公共建築物の発注方式と供給体制のいろいろなそごがあるというようなことだと思います。

正しい知識を有する建築士が少ないということも挙げられるということがありますが、これももう少し具体的に踏み込んで書かれるといいのではないかなと。木材のことを知らないからやっているというケースもありますけれども、木材は知らないんだけど興味があるから変な木造をつくっちゃっていて、木材活用の阻害要因になっているという2つの側面があるかと思っております。

長くなりますので、このあたりにしておきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のことについて、御回答いかがですか。

○眞城木材産業課長 木材産業課長でございます。

今幾つか、かなりポイントあって、断熱性のところ、これ「高い断熱性」という、その「高い」というのが言い過ぎというふうなことです。

○網野委員 そうです。「高い断熱性」というのが。建築物としての断熱性としては十分ではないわけですから。

○眞城木材産業課長 十分じゃないというふうなところでの……

○網野委員 十分ではないと思います。

○眞城木材産業課長 断熱性はあるというふうなことは……

○網野委員 材料としての断熱性はあるかと。

○眞城木材産業課長 そこはというふうなことです。

ちょっとこの表現ぶり、これあれですかね。ちょっと……

○山口企画課長 先生すみません、1回ちょっと整理をして、改めて会長や部会長にも相談をさせていただいた上で先生にも相談させていただいて、進めさせていただければと思います。すみません。

○眞城木材産業課長 すみません、またちょっと確認をさせてください。

○網野委員 テクニカルなことです。かなり難しいところです。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のやりとりにあったように、これからの修正ですと、実はここで今日は諮問を受けているので、答申をしなきゃいけないので、文章の修正等については会長、もしくは部会長に一任いただいて、その中で、修正も含みで最終的には答申をいただくような形に持っていきたいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○立花委員 先ほどの網野委員の御指摘について、最初の2つについては「高い」を削除すれば済むということでしょうか。あともう一つは、「住環境」を「室内環境」というふうに書きかえれば済むという理解でよろしいでしょうか。

○網野委員 そうですね。「高い」を削除しても、「断熱性を確保することができる」だとちょっと言い過ぎなので、「断熱性能に寄与することができる」とか、そのぐらいの書き方に弱めておかないと、CLTで建ててしまうと、それだけで断熱材が要らないんじゃないかというふうに読んだ人が誤解してしまうということです。

後半のところは、「室内環境」で結構でございます。「住環境」は「室内環境」だと思いま

す。

○立花委員 「住」を「室内」に変えるということですね。

3つ目のところが、どのような形が可能なのか、私、具体的にわからなかったんですけども。

○網野委員 それは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが。踏み込み過ぎました。

○立花委員 わかりました。最初の2つについては、今御指摘いただいたので、それを踏まえながら検討するということにしたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○塚本委員 さっき程の網野委員からのご指摘に対してこれまで施策部会において検討してきた内容であり、私もメンバーとして議論に参加させていただいておりましたことから、十分でない面があったのかと少々反省しています。

ただ、最後にご指摘いただいた234ページの「まとまった量の地元産材を活用して施設整備を行う場合に材の調達に時間が要することがあること」のところにつきましては、林政に携わる者として、木材流通を考える上で川上が抱える非常に大きな課題と捉えていますし、この課題に対して様々な施策が進められています。

修正については、部会長に一任ということでございますが、そういう点も考慮いただきまして修正いただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。今のは。

○長野木材利用課長 木材利用課長でございます。

私ども公共建築物などをやっているときに、量の問題というところで、確かに地元の木というふう指定をされて、なかなかそれがすぐに出せないということは、今委員がおっしゃった限りで、そのような話は聞いておりますものですから、分離発注という形で自治体のほうで発注の年限を、ちょっと整備と木材発注を分けていただくという形で工夫することを推奨しております。この部分が本当にここの地域の、相当狭い地域です。例えば秩父材、多摩産材だけでとか、何かそういうふうになると、なかなか大きいものをするときには、材の調達が非常に難しくなるということがあるということは現場でも、補助事業の中でも聞いているところでございますので、そのような発注方式を自治体には推奨しているところでございますので、この

あたりは課題としては書いておいてもおかしくはないのではないかとこのように考えております。

○土屋会長 網野委員、よろしいですか。

○網野委員 私ですか。時間的な問題かと思えますけれども。

○土屋会長 そうしますと、もう少し回ってから、また御意見の続きをいただければと思います。

ほかの委員の方、御発言があればよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○河野委員 非常に力作でありますし、しかも大部であり、本当にこれを完成させるのに大変な現場での御努力があったとことに対して、まずは敬意を表したいと思ひます。

それで、21ページの「はじめに」のところの中段に書いていただいておりますとおり、この白書に書かれている内容というのは、森林・林業に対する国民の皆様のご関心と理解を深めていただくことを狙いとして作成していただいていると、そこが重要なところだと思ひます。一方、当然国の統計ですから内容が非常に多岐にわたるといふのは、もう大前提でよくわかっているんですけども、私たち一般国民のご関心と理解を深めるために、これをブレイクダウンして使っていくことを考えると、これがそのまま私たちの日常生活の中に何らかの形で浸透してくるといふのはなかなか難しいかといふふうには受けとめております。

1点目が、もう少し使われている言葉といひましようか、例えば固有名詞の説明が用語集とか何かといふ形についていけばいいのかなといふふうな印象を持ちました。

例えば、「美しい森林づくり全国推進会議」といふふうにさらっと書いてありますが、それは何だろうか、かぎ括弧つきで「緑の雇用」ってさらっと出てきますが、それって一体何だろうか。

それから、幾つか脚注として下に説明もいただいておりますけれども、そのあたりで、この分野に近い方にとってみると何の問題もない固有名詞でも、一般国民からするとちょっと距離があると感じます。そのあたりを用語集といひましようか、これは何なんだといふことで簡単に説明をつけていただければありがたいといふふうには思ったのがまず1点目です。

それから2点目は、事例集といふことで、今回人材育成を取り上げ、具体的に実践されている方の事例が御報告されていて、事前に送っていただきました資料を私は興味深く拝読いたしました。この事例集をもう少し活用するのであれば、構成を少し変えて、ここは違ふよと、具体事例がここにいっぱい詰まっているんだよといふふうな構成にさせていただくほうがいいの

かなとおもいました。

それからもう一つは、SDGsの目標について、ここで関連するのは「陸の資源も守ろう」みたいなのところだと思いますが、ここの会議ですごく重要だと思っているのは、森林というか、林業の分野は閉じこもってしまわないで外に開くという感覚を強く出すべきだと思っております。

そうすると、SDGsの目標17、パートナーシップのようなところをもう少し強調して打ち出すべきであって、それで、この事例集でいいますと個人にフォーカスしてあったり、組合にフォーカスしてあったり、いろいろフォーカスしてあるんですけども、ここに取り上げられた事例が、そのほかの事業を営む方とか、いわゆるステークホルダーにとってここを読むことで、自分にとってのアドバイスになるとか、参考となるというふうな記述の仕方のほうが有効かなというふうに思いました。

これだけ読むと御苦労されているんだとか、ああ、こんなところに着眼されて成功されたんだとか、何となく感動物語みたいに読めてしまうんですが、これだけではもったいないので、ほかの方の客観的な情報ももう少し入れて、ほかの方にとっても、ああ、こういう環境にいて、こういうふうな取組をしていくと、こんなふうな効果につながるのかなというふうな、そういうふうな書き方というか、にされたほうがいいのかという思いは持ちました。

最後なんですけれども、これを御説明していただいていないのにもかかわらずコメントするのは申しわけないと思いつつ、すみません、諮問された内容が31年度の森林及び林業施策で、そのもとになるのがこの白書といいましょうか、今御説明いただいた部分ですよね。

私、行政の施策というのは当然単年度で集約されるものであるというのにはわかりつつ、やはりPDCAといいましょうか、課題があり、それに対する施策を打ち、その効果検証をして、さらに翌年度、それに対する対応策を徐々に積み上げていくというふうなものが見えるのが大事だというふうに感じています。

それで、最後のこの分厚い白書の後段のところ、30年度の施策の目次と、その概要、それから31年度の今後、これから決定すべき森林及び林業施策、311ページからなんですけれども、が並列という形で記述されています。それぞれを読み比べさせていただきました。事前に送られていましたので読んでみたんですけども、何が30年度に達成され、何が積み残しになっていたのか。そして、その積み残しの部分を31年度のそれぞれの施策でどういうふうな手当てをするのかというのがこの文章の中からは、私の理解力が低いのかもしれませんけれども、なかなか読み取れなかった。これは、今年から来年だけではなく、一昨年から昨年、昨

年から今年度というふうに基本的には項目がそんなに大きく変動せずに、連綿と施策が積み上げられているというふうに思いますので、ぜひ、特に31年度の施策を具体的に記述する場合は、どこまでが達成されていて、どこが不足していて、だから31年度はここのところに注力するんだというふうなところで書いていただければ、とてもありがたいと思います。

今後森林環境税を善良な国民としてしっかり払う私たちの立場からすると、やはりPDCAがしっかり回っているというところを、こういった行政の取りまとめ文書でお示しいただければというふうに思ったところです。

すみません、以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。一番最後の、講じようとする施策、講じた施策については、実は施策部会の施策というのは、この2つの、特に講じようとする施策についての検討というのがそもそもの、森林・林業基本法に書かれている部会の目的なのです。いわゆる白書の部分というのは、その附属文書という扱いですので、非常に重要な御指摘だったと思います。

その前のところの3つについても、技術的な面も含めての御提案だったと思いますので、いかがでしょうか。

○山口企画課長 ありがとうございます。

まず用語集というか、用語でわからないところあるというのは極めて重要な御指摘でございます。実は去年も土屋会長からも御指摘を受けておりまして、今年は、まずホームページに載せるときに、しっかりと用語集というか、林業行政で今重要になっている用語については解説が加えられるようにしていきたいというふうに思います。

あともうちょっと言うと、これ閣議決定に必要な文書なので、これ自身が直ちにホームページに載ったりする文書では若干ないので、そういう意味で、大変申しわけないんですが、そういう形なるべく公表に当たっては意を尽くしてまいりたいと思いますし、あと市販本でも実は用語集というのはついておりますので、一応念のため申し添えます。

あと構成なんですけど、構成というか、そもそも僕もこの白書というものに内在するものだろうなと思うんですけども、白書としてまとめようとする、いろいろな施策のそのときの分析とか数値の状況とかというのを書かなきゃいけないので、必然的に厚いものができ上がってしまうんですが、これだと国民の皆様にはわかりにくいというのはありますので、その訴え方というか、ケースに応じて、例えば一般の、例えば消費者の方に御説明するときは、それに合ったようなテーマのところを抜粋して少し紹介するとか、学生さんだったらどうなんだろうかと

とか、ちょっと場合に分けて説明していくということが大切で、この白書自身を全てに応じて対応しようとする、本当に分厚いものになってしまいかねないので、そういう形でぜひ対応させていただければありがたいなど。構成というのは、本当にそういうことだと思っていて、例えばさっきの事例集の、こう変えたほうがいいんじゃないかというところも、我々は今新しい人材を、入っていただくような人材を育成する観点で、こういう方々が求められているんですよというのを特に、例えば学生さんとか、そういう方々を中心に理解してもらおうという観点でこういうまとめ方にしたつもりなんですけど、確におっしゃられるとお見方を変えていろいろな使い方が多分できるんじゃないかなとは思っているので、そこら辺のアレンジの仕方については工夫をさせて、公表——公表というか、普及に当たっては工夫をさせていただきたいと思えますし、次年度以降、御指摘も踏まえてどういうことができるのかというのを考えてまいりたいというふうに思います。

SDGsの話も、まさに豊かな森林をつくろうという15番のところだけじゃなくて、いろいろところでステークホルダー、いろいろなかかわりがあると我々も思っていて、そういう意味で経済界とか、さっき言った森林サービス産業的のところも含めて、いろいろな方々とかかわっていくことがとても重要になってくるんだろうというふうに思っています。

そういう観点で、ちょっと今年の白書は、どうしてもこれからの林業を担う経営体とか人材という観点でまとめているのであれなんですけれども、もうちょっと普通の、通常章のところ、さらにそういう開かれた林業行政みたいところが書き込めないか、施策も含めて検討する必要があると思います。

あと最後に、PDCAサイクルの話ですけれども、確かにPDCAサイクルを回すために森林・林業白書があるという側面もあるんですが、今ちょっと行政的に言うと、政策評価というのが別のトラックでありまして、そちらのほうは数値を決めて毎年毎年どういう状況になっているかというのをPDCAサイクルを回して、それを公表するようなやつがあります。

こっちのほうは、まさに林政審のいろいろな委員の方々から、今の施策の状況とか、今の林業の状況どうなっているんだという御意見を受けて、次の施策に反映していく場だと思っておりますので、そういう意味ではPDCAサイクルを評価する場というよりはもうちょっと、PDCAサイクル的にはいいんですけど、もっと先を見てこういうことをしなきゃいけないんじゃないかとか、ここが足りていないんじゃないかとか、今の施策だけじゃない延長線上のことも議論できるような場として、白書もあるんだし、林政審の施策部会もあるんじゃないかなというふうに思っております。



○立花委員 今回の河野委員の御指摘、私は非常にいろいろと感ずることがあったんですけども、例えばこの白書の各章のフロントページのところで数行で概要を説明、これからこういうことを述べますと書かれているんですけども、そこに昨年度の施策としてこんなことができましたというのを数行入れる、ポイントを入れるということで大幅に変わると思うんですけども、そうしたことを検討するというのはいかがでしょうか。

○山口企画課長 部会長のお話ですので、基本的には前向きに次年度以降、対応できる部分については対応したいと思っておりますが、今申し上げた趣旨としては、この白書というのが去年の施策の評価というよりは、今の林業の状況とか、今後必要になることはどういうことなんだというのをもうちょっと平たく議論をすることが大切で、そういうことを書く場であり、議論する場なんじゃないかなと思うので、余りに前の年の施策に限定されちゃうと、じゃ、ほかのことはどうなんだというようなことが余り議論できなくなるので、それは林政審とかという趣旨から言うと違うんじゃないか。それだったら、政策評価と全く変わらなくなっちゃうんじゃないかなということを申し上げただけで、今の部会長の御趣旨は、ちょっと今年は勘弁いただければと思うんですが、来年度以降、記述の方式として、ここの括弧書きをちょっと増やして充実するということは、改めて御相談をさせていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の議論は、白書の構成についてのかなり大きな提案だと思いますので、ぜひ施策部会のほうでよくもんでいただいて、もしかしたら簡単には結論は出ないのかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、いかがでしょうか。では、まずは丸川委員から。

○丸川委員 私は何回か施策部会のほうで白書を議論しました。それで、4年間白書に携わらせて頂きましたが、今委員から御指摘のあったように、事実の記述か、今後の施策まで書き込むのか、どちらに重きを置くべきなのかなという議論は、自分の中にも結構ございました。事実をきちんと書いていくという、これは当然政府の1つの文書でありますから、重要だと思いますが、先ほど山口課長もおっしゃったように、少し踏み込んだと言うとやや言い過ぎですけども、ナラティブに、ストーリーをもって、施策を考え、述べていくべきではないか。したがって、最近の白書は、技術とか人材といったテーマまで踏み込んできているんじゃないかと思います。双方のバランスは、また来年以降議論していただければと思いますけれども、ややそちらの方向に、我々施策部会の委員の中での議論は、後者に傾いていたのではないかと思います。私もそちらに賛成いたしましたので、ちょっと経緯だけ申し上げます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今のキーワードの「ナラティブ」というのは非常に重要な部分だと思いますので、これからも御議論いただければと思います。

どうぞ、小野委員。

○小野委員 ちょっと分厚くて、全部丁寧に読み込めていないんですけども、とても関心が特にあった分野で、94ページのところ、森林環境税に関する内容のところですよ。

実際今、ちょうど4月からいろいろなところで使い方が決まって、発表し始めているところだと思うんですが、1個、一国民としてでもあるんですが、ここの右側のところに「公表」というところを書いてあって、各市町村、都道府県、インターネット等により公表と。各自分たちがこんなことをしますよというのを発表するというふうに理解しているんですが、実際に国民の多くが森林環境税のことを結構リアルに知るというのは2024年になるのかなと思います。

ただ、これを読むと、森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、31年から使い始めるということが書いてあります。

なので、この5年間というのはとても大事な期間かなと思っていて、何を意味しているかという、私は幾つかの市町村に電話をして、何に使うんですかというのを聞いてみたんです。そうしたら、小学校の木質化をしますと。お金を数年間ためて、木質化をしますという声もあったんですが、それは国民が知っているかという、恐らく2024年の課税になる前にできるものもあると思うんです。そうすると、実際に課税し始めたときには、特に東京都、23区なんかは木のものができていると。そのときに、私たちのお金、こんなのに使われているのってなると思うんです。

なので、ここの中にももう少し国の立場として、この税金の制度をこの5年間でどのように普及していくかという普及の観点を少し入れておくと、頑張っちゃんと言っているんだなというのが見るほうもわかり、インターネットに書きますというのって一方的なことであって、国民の人に見てくれって言っているようなものなので、どのように普及を考えているかというのを書いていくといいかなというふうに思いました。

以上です。

○山口企画課長 プロからの説明がある前に、ちょっと素人の説明をさせていただくと、これ30年の白書になりますので、環境譲与税自身はまだ配られていないんです、30年というのは。なので、今年はちょっと書きようがないんですけども、来年、例えば来年になるか——まあ、

取りまとめが多分年度末超えちゃうような気もするんで、もしかしたら再来年にこぼれるかもしれないけれども、例えば活用状況がどうなっているみたいな話は、公表されたものをどうやって取りまとめるかみたいな話も出てくると思うんで、そういうのは多分そのときの白書で検討されて、記述するか、記述しないかという議論になると思うんです。

少なくとも今の白書につきましては、30年度の動向の白書という形になるので、何に使っているかというところは記載できないということでございます。

何か補足ありますか。

○橋計画課長 では、補足的に。

今御説明あったように、取り始めるのは2024年です。使い始めるのは2019年からということになりますので、この95ページの絵に描いてあるように。

ただ、先ほど、むしろ御説明いただいた公表の部分は、インターネット等による公表というのは、使っている市町村なり都道府県がみずからインターネットで公表して、私はこれに使いましたよというのをするという事なんですけれども、もちろん使い終わった後、年度末締まって、結果を決算が決まったらということで御報告をするということなので、今企画課長おっしゃったように、その結果を白書に反映するのは時期的に1年ずれるような形になっちゃうんですが、実は市町村なり、県なりが公表するだけで終わらずに、今回の国会審議、環境税法の国会審議を通じて、国のほうでも各市町村、都道府県が出すだけじゃなくて、その結果をまとめるような、国としての、国全体としての効果を明らかにすべきでないかというような御意見をいただいて、附帯決議ってあるんですけれども、それにもつけられているので、林野庁としても市町村・県の公表の結果を受けてまとめることにしておりますので、その結果をまとめたものを公表するときに、今いただいたような御意見踏まえて、より国民にわかりやすいものにしていこうということに努めていきたいというふうに考えておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○小野委員 どの市がどういうふうに活用とか、そういうことが載っていないでもいいと思うんですが、今のようにまとめようとしているとか、そういう姿勢を見せたほうがいいんじゃないかなというのを思いました。

○橋計画課長 はい。

○土屋会長 ありがとうございました。

これからも白書は続きますので、ぜひ見守っていく、もしくは監視していったほうがいいと思います。

では、深町委員どうぞ。

○深町委員 部会でも台風被害の風倒木のことも載せたらという意見が出たということで、ちょっと私が見た範囲ではそういうことに関しての記述は余りないように思ったんですけども、実際私自身京都府にいまして、風倒木がこんなに恐ろしいというか、ちょっとした、所有者が注意とか、例えば電線に近いところを伐っておくだけでこんなにひどい被害にならなかったのになというように1カ月間ぐらいつと停電になったりとか、関西電力とかでも全然被害状況が把握できずに、もう被害情報、停電とかそういうのが全く出せない状況にあった、すごい状況が実は関西とか京都にはあったんですけども、どうしても風に対しての害、どうするかということになると、海岸林を造成するとか、あるいは防風林として非常に効果があるというふうに思って、やっぱり木を植えることって災害に対してすごくプラスというふうに思いがちなんですけれども、植え方とか管理の仕方によっては、逆に災害を非常に大きくしてしまう可能性があるということも、もう少し多くの人たちに、森林所有者もそうですし、道路、いろいろ地域の人たちにも知ってもらおうほうがいいなというふうに思っているんで、何らかのそういうふうな記述が本当はあるといいなと思いましたが、また来年度以降で検討していただいて、それは単に今回災害があったからということではなくて、多分京都府でもあれだけの、今でも物すごく大きな面積で木が、大きな木が倒れたままになってしまっていて、もう全然手がつけられないようなところがあって、つい最近まで通行どめでとかというふうな、それは京都府だけじゃなくて、ほかでも起こり得ることで、風が通ったところと隣の通っていないところで全く違う光景が、恐ろしいような光景が広がっているんで、こうした災害に対してどういうふうにしていくかということをもっと早く真剣に考える必要があるなというのを実感しました。

森林を、木がある状態がいつもいいわけではなくて、林野なので、木がなくて、もともと草地状のものとか、特に道路のすぐ近くだとか、倒れたら結構大変なことになるというような、また土砂災害とは全然違う、また風倒木の災害はあるので、そういうゾーニング的な発想みたいなことも含めながら、ぜひ取り組んでいただくといいかなというのと、あとそういうことを多くの方に知っていただくということも大事だなというふうに思いました。

以上です。

○橋計画課長 風倒木の関係ですけども、白書のページで言うと、風倒木に対する記述というのが直接あるのは96ページの右側のほうの欄の上から2行目のところです。「あわせて」のところ、「台風21号による風倒木被害」という文言を入れて、国土強靱化のための3か年緊急対策に結びつくところに記載があるというようなことでございます。

また、新たな施策というか、今後の取り組むべき施策としても、313ページのほうに、これは風倒木という直接の記載ではないんですけども、313ページに国土強靱化のための3か年緊急対策を速やかに実施することが必要であるというのが31年度の課題であるということで取り上げておりました、まさにこの部分の、まさに公共事業として実施する際の詳細に書いたのが、先ほど御答申いただいた森林整備保全事業計画の考え方ということで、さらにこれを落とした形で風倒木についても書かせていただいているというようなことの白書と、そちらの事業計画との関係づけでございます。

また、対策の内容については整備課長、もしよければ補足していただければ。

○長崎屋整備課長 整備課長ですけれども、ただいま御指摘いただきましたように、特に昨年、21号の台風によりまして、特に京都市と、それから大阪の高槻市で激甚な被害がございまして、現在、被害木の処理に努めているところですが、御指摘のとおり、なかなか人材もいないということで進まないということですし、また予防的な措置が極めて重要だろうと思っております。

木が大きくなることはいいことなんですけれども、重要なインフラに隣接するような森林は、かえって大きな、木が大きいことによって二次的な被害が起こるということでございますので、今計画課長が申し上げましたとおり、森林整備保全事業計画を踏まえまして、来年度以降もう少し予防的に、事前に伐採できるような制度ができないか、予算ができないかということで今検討を進めているということでございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。この点もこれから、例えば都市近郊なんかでもかなり重要になってくる問題でもありますので、ぜひ議論を続けていただきたいと思っております。

時間はだんだんなくなってきているんですけども、まだもう少し大丈夫なんですけれども。

どうぞ、横山委員。

○横山委員 横山です。

国有林のところについて、267ページの「レクリエーションの森」のところについて、ちょっと意見を言わせていただきたいんですけども。

今日答申をするということなので、大きく変える必要はというか、変えることはできないのかもわかりませんが、267ページの「レクリエーションの森」のところちょっと気になっているところが幾つかあって、そのことについてお話をします。

1つ目は、まず「レクリエーションの森」というのが、今267ページの左下のところで、

「公衆の保健のための活用」というふうに表題がついているんですけども、大昔はというか、この発想があったときは多分そういう時代だったんだろうと思います。今でも建前としてはこの言葉遣いを使っているんですけども、スキー場だとかトレイルランニングだとか、そういう利用がこれだけ広がっている中で、あれを「保健」と言っているのかどうかというところに、私は言葉遣いとして抵抗を非常に感じるというところがあります。

なので、「公衆の保健のための活用」というふうに言い切っているかということが1つです。

それと同時に、右側の段落に移りますと、「レクリエーションの森」では管理運営協議会を始めとした。で、その管理運営を行っているというふうに言い切っているんですけども、管理主体がきちんと定まってい管理もできているというふうに言い切っているのかという。この運営協議会がない「レクリエーションの森」は幾つもあります。

なので、こういう状態にしたいという、あるいはするために努力をしていますということは、これはやっていると思いますけれども、できているというふうに言い切るのはちょっと書き過ぎなのではないかと思っています。

ちなみに、V-16のプレートというのが2つあるので、これは多分このページに「美しい森」が出てくるのはまだ早過ぎて、これはV-16ではなくて、もっと、V-16.5なのではないかと思います。

V-16というプレートが2つあるんです。次のページにもV-16というのがある……

○山口企画課長 事例とあれなんで、すみません。

○横山委員 ああ、そうですか。それはちょっと見間違えました。ここは多分、V-16の「ストリートビュー」のほうが先にプレートとしては出てくるべきなのではないかと思っています。

その次のページは、まさに「観光資源としての活用の推進」というタイトルで、この「美しい森」が書いてあるんですけども、これは林野庁の方々もよく、もう認識はされていると思いますけれども、かつての「レクリエーションの森」の管理方針と、この「美しい森」がつくられて、それが旅行者の増加に貢献しなくてはいけないという、この2つというのに結構乖離があるというか、方針の物すごく大きな違いがあるのではないかと考えていて、そのことが何になっているのかというと、「美しい森」ということで93カ所選定されてきたわけですけども、今でも放置状態のままのところも幾つもあります。それから、どうして選ばれたのか局や署に聞いても、わからないという局や署の返事が出てくるときがあります。この93カ所の中に。

そういうようなものを「魅力の磨き上げを図っている」みたいな表現で表明をしていいのだ

ろうかというところがちょっと気になるところです。

しかし、そういうものをやっているということの報告として書くということであれば書けると思うんですけども、少なくとも何か1つ、一言加えるとすれば、人と自然の環境両方に問題が生じないような管理や誘導や教育というのが不十分なところに旅行者を招くことでは自然は劣化しますし、人は事故を起こす可能性が出てくるので、ここには多分、「場の保全と利用の管理がきちんと行われた中で旅行者の増加なんかに貢献をしていくことが期待される」みたいな、そういう書き方にして、「課題はあるけれども、そういう仕事を進めています」という、何かそういう書き方にできないものかという。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

一番最後のところは、多分すぐに修正がきく問題ではないと思うんですが、非常に重要な御指摘だと思います。

その前の公衆の件のところも含めて、ちょっと御回答いただければと思いますが。

○吉村経営企画課長 経営企画課長でございます。御指摘ありがとうございます。

まず「公衆の保健のための活用」というタイトルについて、横山委員も御案内のとおり、相当長期間継続して、こうしたタイトルのもとでやらせていただいております。

確かに、最近「レクリエーションの森」の利用形態について多様化してきているというのは、もう委員御指摘のとおりかと思いますが、私どもの理解では、野外スポーツ、特にスキーを初めとした近年の利用形態に鑑みてみても、それが国民の皆様の公衆の保健、すなわち保健休養効果、こうしたところに貢献をしているのかなという判断で、引き続きこのタイトルのもとで、この記述を設けさせていただきました。

それから、「レクリエーションの森」における現地での取組について、基本的には運営協議会を地域の方の協力のもとで設置をして、しっかりと利用者のニーズを踏まえた管理経営を行っていくことにしているところですが、「レクリエーションの森」によっては、この協議会がまだできていないところがあるのも事実です。

そういった場においては、協議会という名前がないとしても、我々局・署の人間が地元の自治体の皆様と連携しながら、当該「レクリエーションの森」を管理させていただいているという意味で、この記述にさせていただきました。

先ほどの資料番号のところは、資料と事例の違いということで、これは御理解をいただければというふうに思います。

そして最後に、「美しの森」として設定させていただいた93カ所について、本当に仮に委員がおっしゃったとおり、現地の当事者である森林管理局・署が説明できていなかったとすれば、これは大変申しわけありませんでした。

いずれにせよ、これ組織としてオール林野庁で93カ所として設定をさせていただいて、国民の皆様にはしっかりと使っていこうということで取組を進めておりますので、いま一度この設定の趣旨について徹底をさせていただければと思います。大変申しわけありませんでした。

○山口企画課長 すみません、レイアウトについては、今から印刷の段組みとかの関係で、またちょっと変わったりすることが、すみません、正直言うとありますので、その際に今委員がおっしゃられた、ちょっとこの位置じゃなくてというのは、そうなるようにちょっと努力してみたいと思います。すみません。

○横山委員 わかりました。それはお任せします。

○土屋会長 玉置委員で、その後をお願いします。

○玉置委員 意見です。

一番うれしいは、230ページからの「公共建築物」の後に「等」が入っていることは、耐火木造とか非住宅の木質化が進むに当たって、事例はまだ公共物が多くありますが、これからはそこだけでとどまらないということで、意義があるんじゃないかなというふうに思います。

全体を見まして、今までと、これからの5年間で大きく違ってきたのは、災害等が多くありましたので、今まで「教訓を踏まえた」とかという、表現だったところが「経験に基づく」とか「具体化する」とか「実施する」とか「応える」とか、かなり強い表現になっているところは心強いなというふうに思います。

それから、同じように「国民の意を酌んで」とか、「アンケートをとって」とか、「意見を聞いて」というのも、開かれた林業という意味ではありがたいことだと思います。

そのことからかどうかはわかりませんが、定着率が高いとか、入職率が高いと、伸びているというのは、ほかの業界から見るととても素晴らしいことだと思います。特に、女性の場合、安全・安心というところに力を入れていろいろな施策をなされているというところからくるのかなというふうにも思います。

ちょっと余談ですが、山に従事する人の高齢化、過疎化というところで、テレビで「ポツンと一軒家」というのがあって、宮崎の椎葉だったんですが、そこで年寄り2人がコンテナ苗をつくっていて、だから生きていけるんだということを非常に強調しておりました。コンテナ苗をつくるだけでなく、それを植えるときに季節を選ばないとか、伝統技術を伴わないで植える



ことができるようになったので、林業に入りやすいことを説明しました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のは御意見ということでよろしいですか。

○玉置委員 はい。

○土屋会長 もしも回答等があれば。

○山口企画課長 「公共建築物等」という「等」のところを入れなきゃいけないという意義は、これまでの議論でもわかっているつもりでしたので、そこを言っていただけると、書いているほうとしても本当にありがたいなと思います。本当にありがとうございます。すみません。

○土屋会長 それでは、村松委員お願いします。

○村松委員 林業の人材について視点を特に当てていただいて、取り上げていただいたのは大変ありがたい。私ら林業の世界では、今大変人材不足というか、特に意欲と能力のある人材がなかなか確保できないという中で、林業大学校の紹介等もしていただいて、また林業士という、いろいろな資格も云々というようなことも取り上げていただいてあることも私の知らないことも1つあったので、ありがたいと思っています。

ただ、その中で労働条件とか、アンケート調査の就業の中でも安全性といったようなものについての取り上げ方、取り上げてもらってあるんですけども、建設業の15倍という異常な事故率。これはもう本当に何とかしなければいなくて、その事実を淡々と捉えていただくというだけでは林業の世界がどれほど危なくて、それを切ないと考えて取り組んでいるかということについて、もう少しお取組をいただければなど。

私は、これ取り上げていただいていることにまずありがたいということで今日は黙っていようかと思ったんですけども、今私のところにメールが来て、あるところというか、研修中の作業員が亡くなられたという事故の報告が来ました。私らはもう本当に減らしたいと思って、事故を減らしたいと思って取り組んでいるんですけども、事故は簡単にはなくすことができないというか、本当に切ない。

恐らくこの研修は、今新たにチェーンソーを取り扱う人たちが全員来年の夏までにもう一度研修をしないと作業ができないというルールが今度新たにできます。その研修をもう早々に取り入れて始められたところなんだと思うんです。多分そこで起きてしまったのではないかと思っています。

いろいろな形で事故を防ごうとする、ルールとか仕組みを改正しようとしてもらっているん

ですけれども、この事故を本当に減らせない。40人前後の亡くなる人たちを私らは何としてもゼロに近づけたいと思っていますけれども、それができないでいることを大変切ないと思っているんですが。

努力のやり方等についてもっと書いていただけないのか。それと、働く人の条件のために、その人たちへの評価という意味での労働単価といったようなものに、例えば公共事業等で事業を実施するときの労働者の単価というようなもので安全対策がもっとしっかりできるような取り上げ方として視点を当てていただけないものかということは今特別に感じたものですから、もう少し取り上げ方がないのかということと、これは今年度、これからの施策、あるいは来年に向けてになるのかもしれませんが、考えていただきたいというのが1つ。

それともう一点は、今までこの場所で言う場所じゃないのかなと思っていたんですが、あえて、外国人材をここで全く取り上げないというのは、何か意図的なものがあるんでしょか。

今現実に制度上で外国人材を使っていくことはできないということに、今林業の世界は国家資格の試験の制度がないものですから、私らはぜひ今つくりたいということで始めたいとは思っていますけれども、それが今できないものですから、ぜひ今やりたいとは思っていますけれども、今回のここで、なぜ全く取り上げないのか、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○山口企画課長 まず、一番最後の外国人材のところにつきましては、すみません、私の説明でちょっと端折っちゃったんで申しわけなかったんですが、175ページのコラムのところで「林業の外国人材の受け入れに関する現在の状況」ということで説明文を加えております。

あと、もう本当におっしゃるとおり、林業の災害の部分につきましては、我々今回の白書を書くに当たってもとっても重要なところだと思いますし、先ほど立花部会長からも説明あったとおり、いい話だけじゃなくて、悪い話も含めてきちんと書いてほしいという委員の皆様からの御意見もありましたので、それを踏まえて今回の記述にしたつもりでございます。

具体的な記述としては、通常章で言うと158ページぐらいから淡々と今の現状、さっきおっしゃられた全産業平均の15倍となっていて、全産業の中で最も高い状況が続いているというようなことは書かせていただいておりますが、特集章の中では、委員からはちょっと甘いというふうに御指摘があるのかもしれないんですが、一応今回白書としては積極的に新しい取組を試みている方々を紹介することを通じて、ああ、こういう取組が必要なんだなという形で訴えていければということで、例えば先ほどの49ページになるんですけれども、鳥取県の事例で

すとか、岐阜県の郡上市の事例ですとか、そういうものを入れながら安全対策とか、そういうものにみんな今一生懸命取り組もうとしているんだという話を記載をさせていただいているところでもあります。

これ以上、例えば、今後の施策でさらにいろいろな展開あるんだと思うんですけれども、そういうところにつきましては、さらに委員の御指摘も踏まえながら、次年度以降の白書で、書きぶりも含めてどうしていったらいいのかというのをさらに検討を深めていきたいというふうに思います。

○渡邊林政部長 今のを補足しますが、159ページをちょっと見ていただきますと、さっき企画課長が158ページから事実が淡々と書いてあると言うんですけれども、その後に林野庁として何をやっているというのが、この159の右側の段落ですけれども、緑の雇用事業などチェーンソーの防護衣などの導入支援というのも入っているというようなことはやっているとか、厚労省で13次労働災害防止計画が策定されて、「林業」が重点業種に位置づけられているというような話ですとか、あと一番下のところでは、労働災害防止協会がしっかりと次のページにわたってですけれども、防止計画を策定して、安全衛生水準の努力向上に努力していただいているというような、今いろいろな団体がいろいろなことをやっているということは一応書かせていただいた上で、人材の特集章でも、個別の企業として新たにこんな工夫をしているところもありますよということで書かせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○村松委員 もう一言いいですか。

○土屋会長 短く。

○村松委員 今部長がつけ足さなかったら、そこでお国はと言って聞き直そうかなと思ったんですが、ちゃんと承知してつけ加えていただきまして、ありがとうございます。

ぜひ来年の白書には、もっとここまでやりましたよと言って書いてもらえるように、書いていただけるように今年度の中で、この事故を減らすために御努力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○土屋会長 ちょっとお待ちください。実は私に与えられた時間的に言いますと、もう時間を過ぎております。

この会議自体は、本来ですと5時半に終了を目途にしておりました。ですので、もうここで切らなくちゃいけないんですが、ちょっと中原さん、待ってくださいね。まだ御発言いただいている委員が——中原さんも非常に短い御発言だったんですけれども、全くされていない方

がお二人いらっしゃいますので、なかなかこういう機会はないので、ごく短くにしていただければありがたいですけれども、ぜひお二人にも、コメントでも結構です。感想でも結構ですので、どちらからにいたしましょうか。

○野田委員 実は前回の会議に欠席をしまして、大変申しわけありませんでした。

実は初めてこの会議に出て、いろいろ勉強をしておるんですが、余りにも盛りだくさんでちょっと面食らっているところがあります。

私のほうで意見としてちょっと言わせていただきますと、私、実はこの林業のいわゆる関係産業といいますか、林業に関連する木材の加工産業のほうに携わっている者でございます、そちらのほうから見たところで申し上げますと、実は合板だとか集成材が今ここ、例えば5年、10年という単位で国産材の使用比率というのをどんどん上げています。

そういった意味で、この林業そのものにある意味では非常に大きな変化が起きているんじゃないかなと、そういう産業の1つだと思っています。

そういった意味で、この林業以外の——まあ、もちろん、この中にも触れておるんですが、製材、集成材、あるいは合板、チップということで触れてはおるんですが、これまで特に輸入材をたくさん使っていた産業が少しずつ国産材にシフトをしている。そういう中で林業へのいろいろな変化も起きていると。

そういったところを踏まえて、いわゆる林業の関係する産業というか、そういったところの内容をもう少し充実させてもいいのかなと、そのような意見でございます。

実はわかりやすく言うと、合板業界にいるんですが、ちょうど2年ほど前に合板業界で言うと、輸入材と輸入製品と国産製品というのがありまして、2年ほど前に、多分20年ぶりに国産でつくった合板が輸入品を上回るといふ、20年ぶりに上回ったという大きな変化、出来事があったんですが、そういった部分が国産材の使用、合板業界では国産材の使用を増やしているよということいろいろ記述はたくさん出ておるんですけれども、そういった業界の動向というのももう少し充実させた記述、これは合板に限らず、集成材だとか、あるいはプレハブ業界だとか含めて、まあ、林業に非常に深くかかわる産業ということで充実させてもらったら今後いいかなと、このような意見でございます。

○日當委員 日當でございます。

施策部会で御意見をお話しさせていただきまして、早速修正をしていただきましたので、大変ありがとうございます。全体として大変読みやすい白書になっております。

意見でございますけれども、先ほど御指摘ありましたけれども、森林環境譲与税が徴収され、24年からというふうなことで、利用がこれから進んでいくということで、これまではどちらかという好意的な意味で森林を見ている方々がサポートしてくれたのではないかなと思っておりまして、これからは必ずしもそうでもない方々と言っては何でしょうか、ある意味冷静に山を、森林を、木材産業を見る方々が私たちの林業、森林、木材産業を見ていくのではないかなというふうな方々が増えてくるのでは。そういった意味では、いい意味でも、そうでない意味でも関心が高まってくるものではないかなというふうに思っております。

そういった意味では、私ども業として携わっている者については、それをしっかりと受けとめて事業を展開していかなければなりませんけれども、そういった方々にこの森林の大事さ、木材産業が持っていることの大事さもお伝えするすべとして、この林業白書でもしっかりとそういったところを普及するような記述、またボリュームもあるといいのかなというふうに。もちろん、これだけじゃなくて、いろいろなところでやると思うんですが、ちょっとなかなか——まあ、実は木育に多少かかわってきた立場として、もう少しいろいろなところの、木育活動とか木づかい運動なども御紹介いただくと、一般の消費者の皆様にもなじみやすいものになってくるのではないかなというところでの意見でございました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

1点事務局にお伺いしたいんですけれども、終了時刻は何時までにすればいいんですか。

○森田林政課長 まだ大丈夫です。

○土屋会長 大丈夫ですか。と急に気が大きくなるとよくないので。

今一応手が挙がっている中原委員のところが多分最後になるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

○中原委員 先ほど質問の中で小野委員がおっしゃっていた各市町村の環境譲与税なんです。今のお話にもありましたけれども。

これについては、回答が企画課長のお話のとおりだと思います。今日の段階ではということではないと思うんですが、今日御出席の皆様方を見ると、環境譲与税を今日に至るまで孤軍奮闘、本当に頑張っていたいただいた皆様が今ここにいらっしゃることは心強いんですが、来年、再来年以降については、先ほどの労災の問題も、木育の問題も、災害の問題もいっぱいあるんですけれども、これの使い方を間違ったり、変なことをやると、先ほどお話しあったように1億2,000万の国民を敵に回したら、林野庁は潰されますよ、はっきり言って。はっきり

言って。

例えば、今市町村はお金を使い切れなくて、どう使ったらいいかわからないので、御指導よろしく、基金に積んでおいて、金がたまったら、市庁舎の、新市庁舎の内装木質化ということに進むことにほとんどが走っています、正直言って。さもなくば、従来の造林補助金と言われるものの市町村のかさ上げに使っていたものを、それをカットして、環境譲与税をそこに使うというような非常に拡大解釈のようなこともあって、それがいいとか、悪いとかじゃなくて、混乱しています。

ですから、来年、再来年になろうかと思うんですけども、白書でもこのことについてはディープに、ワイドに取り上げていくということは非常に必要なことかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいという意見でございます。

以上です。

○土屋会長 回答ありますか。

○山口企画課長 総花的な回答で申しわけないんですが、白書、私も2年やってみて、もう何というんですか、正解がないというか、ゴールがない仕事だなというふうに痛感しております。

本日いただいた委員の皆様の御意見を踏まえて、環境税の問題にしても、木育の問題にしても、あるいは加工のところにしても、今も記述はあるんですが、その記述をさらに国民の皆さんにとってわかりやすいようにするためにはどうしたらいいかという検討を事務局としてはさらに加えて、また委員の皆さんと忌憚のない意見をいただいて、よりよいものにしていければなというふうに思います。

○橋計画課長 すみません、環境税について1点補足させてください。

先ほど小野委員からの御質問いただいたときの回答でもお話しさせていただいたんですが、市町村なり、県なりが使途の公表というのをやりますけれども、決算が終わってからやるということになるんで、ちょっと時期的な問題で、ちょうど白書の作成からすると、前の年の白書が終わったあたりで、多分今回5月とか6月閣議決定だと思いますけれども、そのころに出てくるみたいな形なので、ちょうど丸々1年おくれてしまう形になるので、白書以外でも、我々先ほど申しましたように、国として森林環境税の使われ方というのを、効果なりを示していこうとしていますので、いただいたお話はその取り扱いの中で進めていきたい部分もありますので、よろしくお願ひいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

実は終わると言っておきながら会長があれなんですけれども、森林環境税、森林環境譲与税

をつくるに当たって、総務省で検討会があったときに参加させていただいたことがあるんですけども、そのときにも今の御発言、中原委員の御発言に関係したようなことがかなり議論されていました。

つまり、この前提、一番初めの前例になったのは、各都道府県で行われている、いわゆる森林環境税なんですけど、そこでは県民に対しての情報公開ということを本当に神経質と言えるぐらい非常にやっておられます。

今回の税というのは、そういった性格のものなのだから、さまざまな形で国民にその使い道については納得していただくようなことをしないと、やっぱり問題が起きるだろうということで、その1つの解決策としてインターネットというのが出たところです。もちろん、これはインターネットだけで済む問題ではないわけですが、少なくともそこで、国税では余り例がないと思いますが、やったということはあるんですが、ただし、それだけでは当然足りないわけです。

で、白書というのは1つの媒体なわけです。なので、それを使うのも重要なことなんですけど、もう一つは、これは以前に林野庁長官や次長さんとお話したときに個人的な意見として申し上げたんですけども、この林政審議会の場というのは、そういう意味では使える。つまり、ここでそういった問題について質問をする、議論をする形で状況を把握し、それを公表することは可能なのです。ですから、様々な問題を議論の俎上にのっけるということは審議会の1つのあり方としては可能ですので、今回は政策の大きな転換点ですので、やはり審議会としてもこれは真摯に見守っていく必要があると思います。そういう意味で委員の皆さんからの御発言、もしくは御質問内容というのが非常に重要になってくるというふうに認識しております。

ちょっと最後長くなりましたが、さすがにこれはもうやめたほうがよろしいですかね。

それでは、本当に御意見ありがとうございました。

中には、もっと御発言したかったのにこらえていただいた方もいらっしゃると思うんですが、全員の方から御発言をいただけたというふうに解釈します。

ありがとうございました。

それでは、このあたりで林政審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、今回は諮問に対して答申をしなければなりません。農林水産大臣から諮問のありました「平成31年度森林及び林業施策（案）」につきましては、適当であるとの旨の答申を行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ただし、これにちょっとつけ加えがありまして、先ほど網野委員のほうから字句の修正の御意見がありました。これについては、全体の趣旨としては今御異議なしということに認めていただきましたが、施策部会長の御意見も聞きながら、最終的には会長に一任いただいて、修正等を考えていきたいと思えます。それも含めた意味での異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、配付がありましたら御確認ください。

(答申文(案)配付)

○土屋会長 答申の本文のほうを読み上げますと、「平成31年度森林及び林業施策」について、別添のとおり定めることが適当であるというのが答申の本文です。

この本文に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申させていただきます。

また、動向編を含めまして、今後の修正等の対応につきましては、先ほども申し上げましたように、会長に一任をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

2つ用意したのは、準備したのは一応終わりましたが、その他何か御提案、御発言等ありませんでしょうか。

○小野委員 ちょっと1個だけ教えてほしいんですが、これは。

○土屋会長 実は、それについては、その他でこれから出てきます。

それでは、今も御質問があったところですが、林政課長からお願いします。

○森田林政課長 林政課長の森田です。

今資料の中に色刷りで二、三枚ぐらいのものが2つ、「森林の働き」と漫画で描いてあるものがあると思えますけれども、これにつきましては、林野庁で森林の働きとか、そういうことについてこのパンフレットをまとめました。

明日林野庁のホームページに公表して、公開して、様々な場面で使っていただきたいと思っております。

皆様方にも様々な機会に使っていただければありがたいと思えますので、よろしくお願ひします。

あと、これにつきましては何かお問い合わせとか、これは第一弾なんですけれども、この後、



もっとこんなのをつけていったらいいんじゃないかといった話がありましたら、林野庁の広報室に御連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

もしもこのことについて何か御質問、御意見等がありましたら。

よろしいですか。小野委員、大丈夫ですか。

○小野委員 はい。すぐ使わせていただきたかったなので、助かりました。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○長濱委員 私、白書についての意見がいくつかあったのですが、最初に発言したので言わなかったんですけど。細かい部分等、例えばライフヒストリー的な分析でどういう順序で掲載されているのか、個人と企業が交互に並んでいて整合性を持たせるといいなとか、そういう細かい点はどなたに意見を言えばよいのか、言えなかったことは、どなたに意見を言えば酌み取ってもらえるのでしょうか。

○立花委員 今回の白書については時間的にもう無理ですね。

○長濱委員 もう無理でか。残念です。

○土屋会長 恐らく今回は無理で、次回の白書の作成のときには、この本審でも2回ありますので、そのときに御意見をいただく。早目に御意見をいただくか、もしくは施策部会長のほうに直接言っていたか、もしくは企画課のほうに言っていたかというと思いますが。

○長濱委員 わかりました。ありがとうございます。

○土屋会長 どうぞ。

○網野委員 そうしますと、これ自分がうっかりしているのかもしれないんですけども、年間の審議会の回数と流れみたいなものというのは事前にいただくことってできますでしょうか。

つまり、いつのタイミングでどのようなものを発言すればいいのかということをおあらかじめ用意しておきたいなと思ひまして。

○土屋会長 それは1回の会議じゃなくて、年間。

○網野委員 年間何回——まあ、回数はわかりますけれども、どのようなことが求められているのかというフローがあると。難しいですか。

○森田林政課長 年間スケジュールにつきましては、毎年大体同じような感じでやっていますので、それをちょっと整理して御連絡するようにいたします。大体いつごろこういうものをやっているということによろしいですよ。

○網野委員 わかりました。では、去年のを見ておきます。

○森田林政課長 いえいえ、用意して御連絡させていただきますので。

○網野委員 そうですか。ありがとうございます。

○土屋会長 ただし、何回も申し上げているんですけども、来年は森林・林業基本計画の変更が審議になるので、恐らく回数が増えます。それから現地検討なんかもあり得るので、少し変則的になると思います。

○網野委員 わかりました。

○土屋会長 ほかはよろしいですか。

○日當委員 この来年というのは、今年という意味ですか。

○立花委員 今年度。

○土屋会長 森林・林業基本計画は……

○日當委員 回数が増えるの。

○土屋会長 来年です。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、今回は初めての試みとして時間を延長する形で行いました。

それから、こういう形で少し席の位置を90度変えて行いました。

このことについては、委員の皆さん、それから事務局の皆さんから、いい、悪いのさまざまな御感想をぜひいただければと思います。また、これは事務局のほうとも御相談して、ほかの方法もあり得るかと思しますので、考えていきたいと思しますので、その点もよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきたいと存じます。委員の皆さんには、ちょっと実験的に長くしたのもありまして、長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、後日事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほど、よろしく願いいたします。全員が参加というのはまだ達成できていませんので、ぜひよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中御出席いただき、大変ありがとうございました。事務局の方々もありがとうございました。以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

午後5時43分 閉会